需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第六項又は前条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等又は特定二需要種別原価等及び特殊変動費並びに第四項の規定により整理された特殊変動費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費及び前条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあっては、一般送配電事業者の供給区域と同額の料金を設定することができる。なお、算定期間内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあっては、第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

8・9　（略）

10　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第十項又は前条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　事業者は、第四項の規定により整理された特殊変動費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第十一項又は前条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第二十二により特殊変動費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（削る）

（削る）

定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特殊変動費並びに第四項の規定により整理された特殊変動費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費及び第三十五条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあっては、一般送配電事業者の供給区域と同額の料金を設定することができる。なお、算定期間内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあっては、第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

8・9　（略）

10　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十項又は第三十五条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　事業者は、第四項の規定により整理された特殊変動費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十一項又は第三十五条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第十七第一表により特殊変動費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第二節　沖縄電力株式会社の特定小売供給約款に係る届出料金の算定

（届出料金に関する準用）

第三十七条　第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十条から第三十二条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとする沖縄電力が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項	原価等	届出原価等
第二条第二項	四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあっては、前項で定める原価等は、事業年度ごとに	前項で定める届出原価等は、
	額（以下「期間原価等」という。）	額